

会 議 記 録

会 議 名	令和6年度第4回菊川市子ども・子育て会議
日 時	令和6年12月20日(金) 午後6時00分～午後7時00分(1時間)
場 所	東館3階E301会議室

■出席者	鈴木委員(会長)、勝又委員(副会長)、板倉委員、早川委員、藤谷委員、深津委員、妻木委員、望月委員、落合委員、藤田委員、藤原委員、榛葉委員 森下こども未来部長、諏訪部健康福祉部長、岡本教育文化部長、西川こども政策課長、堀川子育て応援課長、佐藤こども政策課長補佐、武藤子育て応援課主幹兼こども保健係長、濱野家庭支援係長、木下幼保こども園係長、赤堀こども政策係長、ランドブレイン(株)名田主任補
■説明内容 (西川こども政策課長) (鈴木会長)	開会・互礼 挨拶 改めまして、委員の皆様、こんばんは。 本日は年末のお忙しいところ、「菊川市子ども・子育て会議」にお集まりいただきありがとうございます。 さて、本日の会議におきましては、これまでの会議での委員の皆様のご議論やご意見を踏まえ、菊川市こども計画が形になってまいりましたので、前回から修正した部分を踏まえた現時点での計画の内容、また、計画全体をコンパクトにまとめた構成概要についてご確認をいただき、今後のステップに進めていきたいと考えております。 今後の予定としましては、年末に市議会への説明、年が明けて1月7日から2月7日の期間において、パブリックコメントを実施し、市民等の皆様からのご意見を反映した最終的な「菊川市こども計画(案)」を、3月に開催予定の子ども・子育て会議において、皆様にご審議、ご承認をいただくという流れとなります。 本日は、計画案をご確認いただくということがメインとなりますが、よろしくお願いいたします。 簡単ではございますが、以上で挨拶とさせていただきます。 (西川こども政策課長) 出席委員の確認(黒田委員、大林委員、増田委員及び土肥アドバイザーは欠席)委員15名中12名の出席…審議会の成立宣言、資料の確認及び差替えを依頼 議事へ移行、進行を会長へ依頼 (鈴木会長) それでは、議事の進行を務めさせていただきます。円滑な議事の進行につきまして、皆様のご協力をお願いします。 それでは、協議事項1 菊川市こども計画(案)について を議題とします。 最初に、アとして、前回の会議からの修正点について、事務局に説明を求めます。

(事務局)	「菊川市こども計画(案)の前の会議からの修正点について」(資料1・資料2) ここでは、前回のグループディスカッションでいただいたご意見、また、先日開催した庁内の会議で出された意見を踏まえ、前回ご提示した計画案から修正した点について、説明いたします。 本日机上に配布しました、A4横版の資料1をご覧ください。主な修正点を一覧にまとめています。一番左側に「計画のページ」を、まんなかに「何について、どんな意見をいただいたか」を、そして、一番右側に「どのように修正したか」を、赤字で示しています。順を追って説明しますが、説明に合わせまして、資料2としてお付けした計画案の該当ページも適宜ご覧いただきたいと思います。こちらも同様に、修正箇所を赤字で示しています。 それでは、資料1の上から順に説明します。最初に計画書の3ページ、こども計画に関連する個別計画についてです。赤字の修正案をご覧ください。修正前は「東遠地域障害児福祉計画」としていましたが、修正後は「東遠地域広域障害者計画」に修正しています。同じような名称の計画ですが、修正後の「東遠地域広域障害者計画」の方が、より上位の計画であり、こちらを載せるべきとの判断によるものです。また、「菊川市交通安全計画」を「菊川市幼保施設整備計画」に修正しています。これは、よりこども計画に関連の深い計画を載せるべきとの判断による修正です。 次に、計画書の7ページ、こども家庭センターの設置や関係団体との連携についてです。本市では、今年度から、これまで以上に子育てに関する相談体制を強化するため、こども家庭センターを設置しています。また、より総合的な相談に応えることができるよう、関係各課や関係団体等とも連携を深めているところです。こうした内容を計画にしっかりと盛り込むための文章を7ページの末尾に追加しています。 次に、計画書の18・19ページ、第2期子ども・子育て支援事業計画の事業評価についてです。修正前には、18ページの総合評価と19ページのアウトカム指標の表に、令和6年度評価の欄を設け、それぞれ「未評価」、「未実施」と載せていましたが、令和6年度は計画の策定期間中であるため、現時点では評価ができないのは明らかであり、あえて「未評価」、「未実施」と載せる必要はないのでは、との意見を受け、令和6年度の評価の欄自体を削除しました。 次に、計画書の52ページ、「子育てにやさしい住まいの拡充」という表現についてです。これは、54ページに載っている事業No.23の「若者世帯定住促進補助事業」における住宅取得補助を指しているものですが、表現が分かりにくいとため、「子育てにやさしいまちを目指し、住宅支援を実施します」に修正します。 次に、計画書の54ページ、65ページ、「外国籍の児童生徒」という表現についてです。54ページに載っている事業No.24の「虹の架け橋教室の実施」、No.25の「外国人支援員の配置」において、「外国籍の児童生徒」という表現がありましたが、「外国にルーツを持つ児童生徒」との表現が適切であるとのことご指摘をいただき、修正をしました。65ページの本文も、同様に修正しています。 次に、計画書の59ページ、施策5「障がい児支援・医療的ケア児等への支援」への事業の追加についてです。本市では現在、医療的ケアが必要な児童生徒さんが在籍する小・中学校に看護師を配置しており、事業No.58として、「医療的ケア児支援のための小・中学校への看護師の配置」を新たに追加しました。
-------	---

(鈴木会長)	裏面、2ページ目をご覧ください。 次に、計画書の68ページ、施策1「こどもの誕生前から幼児期に必要な支援の提供」への事業の追加についてです。本市では、現在、来年4月に開園を迎える「小笠北認定こども園」の園舎整備を進めています。また、来年度には、園庭の整備と旧園舎の解体を予定しており、こうした事業を計画に位置付けるため、事業No.109として、「小笠北認定こども園の開園」を新たに追加しました。なお、申し訳ございませんが、皆様に資料をお送りしたあとに事業を追加することとなったことから、お手元に計画書には載っておりません。ご承知おきを願います。 次に、計画書の74ページ、事業No.145の部活動の地域移行に関する事業名についてです。修正前は、「菊川市未来の部活動あり方検討会」という事業名でしたが、より広く事業を捉えるため、「部活動の地域移行の推進」に修正しました。 次に、計画書の84・85ページ、事業No.164のオンラインプラットフォームに関する事業名についてです。修正前には、本市独自のシステムを導入する予定であったため、「菊川版オンラインプラットフォームの活用推進」としていましたが、県が運営するシステムを共同利用することとしたため、「菊川版」という言葉を削り、「オンラインプラットフォームの活用推進」に修正しました。 次に、計画書の91ページからの、将来人口推計とそれに基づく量の見込みと確保の方策についてです。最初に資料2の91ページをお開きいただき、グラフをご覧ください。修正内容は、赤字で記載してありますが、点線で区切られた「実績」と「推計」の数値をそれぞれ修正してあります。まず、左側の「実績」の部分ですが、修正前は「国勢調査の実績値」と「住民基本台帳上の実績値」が混在していましたが、令和2年度から令和6年度まで、「住民基本台帳上の実績値」に統一しました。右側の「推計」の部分では、現在策定を進めております「第3次総合計画」における目標人口との整合を図り、数値を修正しています。また、これに合わせ、92ページ以降の「年齢3区分別人口推計割合」や「歳児ごとの人口推計」、101ページ以降の「教育・保育事業」や「地域子ども・子育て支援事業」における量の見込みと確保の方策の数値も一部修正しています。 資料1にお戻りいただき、最後に、計画書の118ページ、放課後児童クラブの取組に関する表記についてです。修正前は「待機児童が出ないように、引き続き、留意していきます。」との表現でしたが、よりハッキリとした表現とするため、他の事業と合わせ、「待機児童が出ないように、保護者のニーズに応えることができる体制を整えていきます。」に修正しました。 以上、資料1・2によりまして、協議事項1のア「前回会議からの修正点について」ご説明しました。 事務局の説明が終わりました。ただ今の説明では、前回の会議で行ったグループディスカッションの際に出された意見や、市の本部会議で出された意見を踏まえた計画の修正案が示されました。 ただいまの説明を聴いて、ご意見・ご質問がありましたら、ここでお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか？皆様からいただいた細かなご指摘や庁内で出された意見にも、適切に修正がなされていたものと思いますが、よろしいでしょうか？ (特に意見なし)
---------------	--

(事務局)	では、特にご意見も無いようですので、次に進めさせていただきます。 それでは、次に、イとして、こども計画(案)の構成概要について、事務局に説明を求めます。 それでは、本日配布しました、A3カラー刷りの資料3をご覧ください。この資料は、委員の皆さんも初めてご覧になるかと思いますが、計画の概要をワンペーパーで概観いただけるようご用意したものです。本日はこれにより、計画の構成概要をご覧くださいますが、前回の会議でも触れている部分もありますので、おさらい的に聴いていただければと思います。 まず、表面の左側、緑の部分には、計画の構成を目次的にお示ししています。ご覧のとおり、計画は、第1章から第7章により構成されています。 それでは、第1章から、どんなことが書かれているか、簡略にご説明します。 第1章は、「計画策定にあたって」として、計画の趣旨や期間、位置付けなどについて定めています。計画の趣旨や期間は、ご覧のとおりですが、赤字でポイント！とあるように、こども計画は、こども施策に関する一体的な計画として策定することを再度ご確認くださいと思います。 次に、第2章は、「計画策定の背景」として、こどもや若者、子育て家庭を取り巻く社会潮流や本市の現状と課題などについて定めています。ご覧の資料には、「こども・若者と家庭を取り巻く動き」について、近年の人口の推移やアンケートの結果から見てきた主な課題を挙げています。それぞれの説明は省略させていただきますが、人口の推移について、少し触れさせていただきます。 一番上と二つ目の四角では、「出生数」の減少について触れています。平成30年度には、市内で生まれたこどもさんが「442人」であったものが、令和5年度には「295人」と、大きく減少しています。また、公表されている本市の「合計特殊出生率」も、2020年には「1.67」であったものが、2023年では「1.58」と、0.09ポイント下がっています。ただし、全国平均である「1.20」は上回っており、県下の市町で見ると、長泉町に次いで、2番目に高い数値となっています。それに関連して、左下のグラフは、年齢3区分ごとの人口の推移を表していますが、0歳から14歳の「年少人口」、15歳から64歳の「生産年齢人口」が減少傾向にあり、65歳以上の「老年人口」が増加傾向であることが見て取れます。 三つ目から八つ目の四角には、こどもの貧困や虐待、ヤングケアラーといった、社会問題化している課題が本市でも見られること、子育てに掛かる経済的負担に不安を感じている保護者が一定数いらっしゃることを挙げています。下の真ん中のグラフは、保護者へのアンケート結果から、「経済的な理由からこどもに行うことが困難なこと」として、「学習塾に通わせること」や「習い事に通わせること」、「毎月おこづかいを渡すこと」などが挙げられていることを示しています。また、右側のグラフは、市が行っている様々な「地域子育て支援事業」の利用状況を表していますが、ご覧のとおり、事業によって、認知度や利用率に差が出ていることが見て取れます。 こうした本市の状況やアンケートから見てきた課題の解決に向けて取り組むべく、様々な施策・事業を、計画に位置付けています。 それでは、次に、第3章です。資料の左下になります。まず、計画の基本理念ですが、「こどもまんなか しあわせのわ きくがわ ～すこやかに育ち 自分らしく輝ける
-------	---

まち」としています。これは、すべてのこども・若者を「まんなか」にして、地域・NPO・学校・企業・行政など、多様な主体が「わ」になって、こども・若者の健やかな心身の成長を支えるまち、すべてのこども・若者の個性を社会全体で認め合い、自分らしく輝くことができるまちを目指すことを表しているものです。

その右側には、3つの基本目標と、それを実現するための取組を掲げています。基本目標1には、こどもの誕生前から幼児期、学童期、青年期といったライフステージに共通する課題に対する取組を、基本目標2には、それぞれのライフステージごとの課題に対する取組を、そして、基本目標3には、子育て当事者に対する支援に関する取組を挙げています。

それでは、裏面、2ページ目をご覧ください。

左上の「施策の体系図」に続いて、右上には、第4章として「こども施策の推進に向けた取組」を掲げています。ここでは、基本目標ごとに取り組む事業について、その一例を挙げていますが、ポイント！にあるように、計画には、219もの事業が位置付けられています。その右側には、アンケートの回答を抜粋して載せています。一番上が「ヤングケアラー」に関するもの、2番目が「いじめ」に関するもの、そして、一番下が「子育てに掛かる経済的負担」に関するものです。こうした市民の皆様の声に応えることができるよう、計画に位置付けた事業に取り組んでまいります。

次に、左下になります、「第5章 こども・若者の参画に向けた取組」です。これまで本市は、他の自治体と比べても、先駆的に「こども・若者のまちづくりへの参画」に取り組み、昨年11月には、全国規模のイベントとなる「わかもののまちサミット2023」が開催され、全国初となる「菊川市こども・若者参画宣言」を、市長自らが宣言しました。「こども基本法」では、こどもに関する施策を計画したり、実施したり、評価する際には、当事者であるこども・若者の声を聴くことが求められています。ポイント！にもあるように、この第5章では、こども・若者の社会参画や、まちづくりへの意見反映について、市として取り組む事業を新たに位置付けています。

次に、「第6章 計画の推進体制と評価」です。ここでは、こども計画の推進体制として、国や県との協議を始め、庁外・庁内の組織において協議すること。また、関係する機関・団体と連携することを定めています。また、ポイント！にもあるように、計画の策定時はもとより、計画に位置付けた事業を推進するにあたって、こども・若者の意見を反映するよう努めることが求められます。数値目標の設定と進捗管理につきましては、アウトカム指標による成果検証と、アウトプット指標による個別事業評価・総合評価を実施し、その結果を毎年、この「子ども・子育て会議」で報告することを定めています。

最後に、「第7章 将来人口推計に基づく量の見込みと確保の方策」です。本市では現在、令和8年度からを計画期間とする「第3次総合計画」の策定を進めています。このなかで定めている「目標人口」との整合を図りながら、令和7年度から令和11年度までの歳児ごとのこどもの数を推計しています。そこに、アンケート結果から見えてくるニーズ量やこれまでの需要などを加味し、「教育・保育事業」や「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込みを算出し、それに対する確保の方策を定めています。

説明は以上とさせていただきますが、計画は策定して終わりではなく、いかに計画に掲げた事業の実効性を高めるかが大切です。そのためには、こども施策の当事者である、こども・若者の声を聴き、庁内が連携して事業に取り組むことにより、市民満足度を高めていきたいと考えています。ありがとうございました。

(鈴木会長)	事務局の説明が終わりました。ただ今の説明では、A3カラー刷りの資料3により、計画全体の構成を、おさらい的に説明していただきました。 ただいまの説明を聴いて、ご意見・ご質問がありましたら、ここでお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか？
(委員)	こどもの意見を聴くってところが、いまひとつわからない。どうやってこどもの意見を聴くのか、どうやってそれをまとめていくのか…ひとつ言えば、こどもって何か聞けば無責任なことしか言わないですよね？それがこどもだと思うんです。それをどうやって市政に反映させていくのか、私にはいまひとつピンとこないんです。
(事務局)	コメントになりますが、今委員がおっしゃったことは、重々理解いたします。先ほど申し上げましたとおり、令和5年4月から、こども家庭庁が創設されました。これまで文科省や厚労省が所管していた業務のうち、こどもに関することについては、こども家庭庁に移管をされたわけでございますが、こども基本法の第11条におきまして、こどもに関する施策や事業を行政が計画したり、実施したり、評価する際には、当事者であるこども・若者であるとか、事業によっては、その保護者の方であるとか、そうした方の声を聴きながら反映させなさいと法律に謳われています。ただ、実際には、どういう手段をもって、こどもや若者の声を聴くのかといったことは、例えばアンケートであったり、ワークショップであったり、先ほど申し上げたオンラインプラットフォームであったり、そこは特に定めは無いんですが、様々な手法を用いまして、こども・若者の声を聴き、施策に反映させていくことが謳われております。実際に我々行政がこどもに関する施策を推進するにあたっては、もうすでにワークショップであるとか、アンケートによって、こども・若者の声を聴いている事業もございますが、これからは、こども計画に位置付けられた事業もそうですが、こども基本法に明記されたものですから、われわれも施策を推進するにあたっては、様々な手法が考えられるなか、可能な限り、こども・若者に声を聴きながら、それを施策に反映する姿勢が求められているものと理解しています。
(鈴木会長)	大学でも「学生の意見を」っていうことで、今まで教員と事務職しか入っていない、かなり大切な会議、例えば「教務委員会」なんかでも、1回くらいは学生にも入ってもらって、「とにかくやってみましょう」ということで、学生が参加してくれたことで、私たちも「確かにね」っていう気づきもあったりする。ただし、それを直に、明確に入れていくかは検討しなければいけないんですが、まずは一緒に考えていくことが必要である。こどもと言っても非常に幅広いので、それぞれの立場、年齢に応じて、こどもたちの声には耳を傾ける。こどもの権利条約のなかでも、意見表明権という権利として認められているわけですので、そのところを行政も含めてしっかりと聴き取っていくという方向性。菊川市は、そのところをいち早く取り組んでいるということになるかなと思います。 それでは、せっかくなので、高校生のお二人、この会議に出されている話や計画について、学校でお友達とか、ご家族とか、周りの人にお話をする機会がありましたか？具体的ではなくても、話題としてあなたの方から発信してくれる機会とか、雑談でもいいので、どうなんでしょうか？教えてください。
(委員)	私は、具体的には話してないですけど、担任の先生に意見を求めて、資料について自分の思ったことを一緒に手伝ってもらいながら、文章を立てたことはあります。
(委員)	私も、最初に会議に出るときに友人に話をしたくらいです。

(鈴木会長)	でも、それが当たり前のことで、それが少しずつでも波及していくというか、「何やってるの？」というように、関心を持っていただけるようになればいいなと思います。
(委員)	まず1点目、こども・若者の定義が、概ね30歳くらいまでということだけれども、30歳くらいになると、いろいろ市政に対して言いたいことがあるんじゃないかと思うけれども、こどもに関して言うと、まず、「ああ、言っているんだ」という環境とか場を持つことがすごく大事である。こどもと接していて、よくこどもたちが言うのが、「どうせこんなこと言ったらダメだって言われるし」とか、「こんなこと言ったら聴いてくれないし」とか、「あんた何バカなこと言ってるの」みたいな言われ方をすることが多くて、「言っても無駄だ」って思っているこどもの割合って結構多いんですね。まずこれを何とかしなくてはならない。「言っているんだ」、「ちゃんと聴いてくれるんだ」という環境とか場を整えることがひとつだと思います。 不登校だったりとか、いろんな困難を抱えているこどもさんについては、やっぱり時間をかけて関係性を作っていくないと、本音って出てこないですね。例えば、私の接しているこどもだと、ぼつって「私ばかりだもん」とか、「授業に全くついていけない」というのが出てくるのが、半年くらい掛かるんですね。中学生も、実は「こういう職業に就きたい」とか「こういう高校に行きたいんだ」というのが出てくるのに、やっぱり1年くらい掛けて関係性を築きながら出てくるって形なので、一方で大人との、あるいは話を聴いてくれる人との関係性を時間を掛けて作っていくことも大事じゃないかなと思います。だから、行政だけでは到底できないことなので、地域の大人も巻き込んでやっていく。私のこどもの頃は、駄菓子屋があったんで、よく帰りに駄菓子屋のおばちゃんに愚痴を聴いてもらったりとか、話を聴いてもらったりとかあったんですが、今はそういうつながりは無いんでね、そういう地域を巻き込んでやっていかないと、なかなかこどもさんの声を拾い上げていくのは難しいと思います。 もう1点は、こどもさんの声を聴く訓練をすることも大事なかなと思います。例えば、「こどもアドボケイト」というのがあって、今トレーニングのシステムが出来上がってきているので、そういうこともひとつの方法として、大人側にちゃんと受入れ体制を作ることも必要じゃないかなと思います。
(鈴木会長)	ありがとうございます。事務局から何かコメントはありますか？
(事務局)	日頃のご活動の中からいただいたご意見であると思います。少し話が変わるかもしれませんが、先日「高校生まちづくりスクール」の活動発表会があったときに、常葉菊川高校の1年生の女子生徒2人が「このゆび と～まれ」という小笠の中央公民館でやっている、いわゆる不登校のこどもさんが通っていらっしゃる教室に入って、最初はこどもさんたちも心を開いてくれなかったんですが、高校1年生ということで、年齢も近いこともあって、だんだん打ち解けて、いろんな話をしてくれるようになったという発表を聴いて、素晴らしいことだなと思いました。 委員が普段活動の中で関わっていただいているこどもさんも、活動の中で心を開いてくれることもあるとのことですので、行政だけではなく、地域の方も含め、われわれ大人側が、どういった関係性を築いていけるかを考える必要があるということを改めて思ったところでございます。
(鈴木会長)	ありがとうございます。そのほか何かご意見がありましたらお願いいたします。
(委員)	少し具体的な話になるんですが、こども支援課には、保育士さんが大勢いらして、職員や指導主事もいて、従来は保育士さんを中心に、就学前のお子さんの発達相談などのいろんな相談に乗っていたと思うんですけど、それが一気に18歳まで延びて、「切れ目のない相談体制」と書いてあるんですが、いきなり就学前の支援をしていた保育士さんたちが、小学生・中学生・高校生の発達だったり、不登校だったり、いろん

	な相談にちゃんと乗れるのかなというのが1点。そこに対応するために、他の専門家がいるのか、他のつながりのネットワークなどを活用しているのか、ちょっと疑問に思っているのが1点ですね。 それから、教育支援センターの「このゆび と～まれ」って、中央公民館にしかないんですけど、岳洋中学校区ですよ。西中学区や東中学区で不登校の子は、ちょっと遠いんですよ。ご両親が仕事をしていると送り迎えをしてくれる人がいないので、「どうやっていくの？」って話になるんですけど、それをせめて学区ごとに作る考えは無いのかなって思います。
(鈴木会長)	では、事務局お願いします。
(事務局)	子育て応援課では、こども相談係というところに、保育士と保健師、常勤ではありませんが公認心理士等がおります。その中で、昨年度までは就学前までのお子さんということで、幼児相談等を行っていましたが、今年度から18歳までということで、そもそもそこで切ってはいなかったんですが、ほとんどの方が就学前の相談に乗っていました。今年度からは相談窓口を拡大してことをアピールさせていただいて、何件か電話相談の数も増えてきています。そのことについて、うちの方で支援ができるか勉強させていただくこともたくさんございます。今、日々の相談の中で、うちの課だけでは解決できない部分もありますので、次につなぐということもありますが、つないで終わりということではなくて、つないだあともうちの方でお話を聴いたり、いろんなことで支援をさせていただくということで、今取り組んでいます。今後もこの辺は拡充していくこともいっぱいございますので、皆さんのお力を借りて、地域の資源等も活用しながらですけれども、進めていきたいと考えております。
(事務局)	不登校の児童の対応ということで、お話いただきました。現在、中央公民館の2階に「このゆび と～まれ」という、不登校のこどもが通う施設がございます。市内では、そこ一か所ということで、なかなか通えないという課題は、教育委員会としても持っています。ですので、まずは北側にできないかと、そのようなことを考えております。あとは、なかなか学校の教室に入れないこどももいらっしゃいますので、学校内にステップルームと言いますか、なかなか教室に入れないこどもが集まるような部屋も整備したりというようなことをやっております、小学校には無いものですから、なるべく近くに通えるところを整備したいという方針で考えております。すぐには整備できるかわかりませんが、そういった考えがあることはご承知いただければと思います。
(鈴木会長)	よろしいでしょうか。
(委員)	相談窓口の件ですが、例えば、不登校の相談窓口っていうのは、こども支援のところと社協さんにもあって、教育委員会でも対応してくださっていると思うんですね。いろんな相談窓口がいろんなところにあって、わかりにくいというか、「どこに相談に行けばいいの？」みたいな感じがある。じゃあ、こども支援係だったら保育士さんや保健師さんが対応してくれるっていうし、社協さんはたぶん社協さんの担当職員が対応してくれるだろうし、教育委員会に行けば指導主事の方が対応してくれるだろうし、なんかわかりづらいんですよ。その相談窓口のわかりづらさを解消した方がいいのではないかなと思うんですけども。せめて、ここの窓口は、こういう内容について、こういう人が対応しています。情報としては、こういうものを持っていますと、例えば、ドクターとつながっていますとか、県の発達支援センターのCOCO(ココ)さんとつながっていますとか、通信制の高校の情報も持っていますよとか、そういうのを見せていかないと、相談に行っている人の割合が少なかったですよ。10何%しかなかった。そこら辺の整備もして見える化しないと、相談に行きづらいとすごく思うんですけど、いかがでしょうか。

(鈴木会長)	今のご意見について、現状と可能に関して、事務局から説明をお願いします。
(事務局)	窓口がいろいろなところにあってわかりにくい、どこに相談に行っていいいのかわかりづらいといったお声は、以前から聞いております。今年度から、こども家庭センターができました。センターの中には、こども相談係がありますが、これまで行政の組織には「相談係」という係名が今まで無かったと思います。そう言った点では、こどもに関しては、ここに相談すれば、ファーストタッチではないですが、お答えできるものはお答えしますし、答えられないものに関しては、センターを中心に、教育委員会や社協などの機関とつながっていますので、連携して対応しております。こども家庭センターに寄せられる相談件数も、昨年度と比べ倍増しています。そういう点では、「相談係」というものを創って、相談の敷居が少し低くなったのかなと感じる一方、悩みを抱えている方が多いんだなということを改めて感じております。件数は増えていますが、どこに相談していいか悩む方がいらっしゃるのが事実ですので、これからも行政として、「こうした相談は、ここの窓口で対応しています。」ということ、こども相談係としても発信していきますし、行政全体としても見える化に努めてまいりたいと考えています。
(鈴木会長)	こども家庭センターというのは、まさにそういうところで、「とにかく来てください」ということで、こども家庭センターが全部やるというものではなく、つなげる場所です。センターに行って、「どうぞあなた勝手に自分でどここの窓口に行ってください」ではなくて、ちゃんとセンターを通して、いろいろなところと連携を取ってつないでいくことが大きな役割となってくると思いますので、やはりワンストップといいますか、「ひとつの窓口に行けば何とかなる」という安心感と実績を地域の中で張り巡らせていくことがこれから必要なことだと思いますし、そのために今回こういう仕組みが作られています。ただし、センターができたからいいのではなくて、これからいかにやっていくか、ちゃんと情報が伝わっていなければ何もならないので、やはり広報的なところ、「ここに来れば、こんな人がいる」ということを見える化すれば安心ですし、相談に行ってみようということにつながっていくと思います。まだ今年スタートしたばかりですが、菊川のスケールはちょうどいい形で機能でき得る部分だと思いますので、ぜひスケールメリットを生かして、熱心な人材がたくさんいらっしゃるので、そのあたりが生きる仕組みづくりを進めていくことを、この会でも確認したいですし、皆様の提言もいただきながら、やれるところを落とし込んでいただきたいと思います。
(委員)	こども家庭センターができた話は聞いていて、たぶん小さいお子さんとか小学生のことならわかると思うんですが、うちは高校生になっていて、それも県立高校などに行っていないっていう状況になると、私はこの会議に出ているので認識しているのですが、相談が増えているなかで、どのくらいの年齢のお子さんたちの相談が多いのか、逆に言うと、高校や中学になった時に、そこまで浸透しているのかが気になったところであって、お聞きしたいと思います。
(事務局)	こども家庭センターで今年度、電話相談等があったものが、中学生から「学校の方で発達検査をとのお話があって、どうしたらいいか」、お母さんの気持ちとか受入れのことも含めた相談がありました。あとは、「ちょっと学校に行けないんだけど」といった、中学生からの相談が増えている感触があります。高校生からの相談も数件あったかと思いますが、具体的に把握はしておりません。
(鈴木会長)	こども家庭センターは、こども自身が行っていいところですが、中高生は知らないですよね。学校を通じてというより、保護者に向けても、こども自身に向けても伝えていく。特に中高生は悩み多き年頃ですし、誰にも相談できないこどももいるので、そこつながっていけるといいですね。

(委員)	知らないです。情報がたぶん、親にも入っていないのでは。どこから入ってくるのかなという感じです。
(委員)	今の連携の話ですが、今回「こどもまんなか」ということで、学校も園もみんなで連携できていけばいいんですけど、まだまだ今年から周知していくことだと思うんですが、その辺の区別が一般の方はつかない。幼稚園のことなら幼稚園の先生、学校のことなら学校の先生、そのことはわかるんだけど、こどもをまんなかにして、すべてのものが連携していくっていうなかで、例えば、「学童に入りたいんだけどお願いします。」って学校の窓口に見えてくださった時に、「ごめんなさい。ここじゃないんです」って話をするんですけど、そういう時にパンフレットがあって、「こうこうこうなんです。手続きはこちらです。」って丁寧な対応ができると、来てくださった方もつながった感じがするのではないのでしょうか。「こちらではわからないんです。どこどこに行ってください。」と言われた方はガッカリすると思うんです。学校が、もっともっとこども政策課と連携を取っていけばいいと思うんですけど、私はこの場に出ているので、「連携してかなきゃ」って思いますが、学校はやはり学校教育課を見ていくと、「こども政策課の関係はうちじゃないよ」となってしまうので、学校の方でもそういう周知をしていかなくてはいけないなと思います。 また、学校ではすごくありがたいと思っているのは、学校に相談に来たご家庭でも、「これはちょっと保護者へのサポートも必要だな」と思って、子育て応援課に相談すると、一緒になって相談に乗ってくれたりとか、学校のケース会議にも保健師さんが来てくれたり、その子のことを小さい時から見てくれている方が来てくれて、「小さいときはこうだったんだよ」とか「保護者の方はこういうことで困っていたんだよ」とか教えてくださって、そこはすごく助かっています。これからももっと連携ができていくように、私たちも頑張っていきたいと思うし、もっとPRしてくれればと思いますので、よろしくお願いします。
(西川こども政策課長)	当課では、放課後児童クラブを担当していますが、先生のような校長先生がいらっしゃると、たいへん心強いです。学校の業務とこども政策課の業務には、ちょっと壁があるように感じますが、私たちもまた学校の校長先生方をお願いをしまして、パンフレットを置いていただけるなら、置いていただきたいなと思っておりますので、ありがとうございました。
(鈴木会長)	やはり、教育と福祉が重なり合って、つながっていないと、「こどもまんなか」にならないので、そこは枠を取っ払って、どうしても今まで教育と福祉で行政が分かれていたところがありますが、「こどもをまんなかにしてつなげていこう」というのが、全体の国の政策でもあるし、この地域の行政の動きでもあるので、パンフレットひとつ差し出せるだけでも違うと思います。 子育て支援というのは、乳幼児だけではなく大きなこどもたちまで、また、障がいのあるお子さんに対することも含めて、つながっていくことが大切であると思います。ぜひ、この機会に深めていっていただきたいと思います。 そのほか、いかがでしょうか？ よろしいでしょうか？ (特に意見なし) ありがとうございます。ここで皆さまに、お諮りいたします。 本日示されました「こども計画(案)」をもちまして、このあとの議会への説明やパブリックコメントに進めることとして、よろしいでしょうか？ (ご異議なし)

(事務局)	ありがとうございます。それでは、本案をもって、議会への説明やパブリックコメントに進めることといたします。 以上を持ちまして、本日の議事は終了となります。議事の進行につきまして、皆様のご協力、ありがとうございました。会の進行を、事務局にお返しします。 皆さま、活発なご審議、ありがとうございました。最後に、事務局から、次回の会議について、ご連絡をさせていただきます。 本年度、最後となります「第5回子ども・子育て会議」を、来年3月の上旬を目途に、開催させていただく予定です。当日は、パブリックコメントを踏まえた「こども計画の最終案」について、ご協議いただくほか、保育所等の定員設定等についても、ご審議いただく予定です。日程は、改めてご連絡いたしますが、ご出席のほど、よろしくお願いいたします。以上、事務連絡でございます
(西川こども政策課長)	それでは、閉会にあたりまして、こども未来部長の森下より、ごあいさつを申し上げます。
(森下こども未来部長)	本日はたいへんお忙しいなか、本会議にご出席いただくとともに、多くのご意見をいただきまして、ありがとうございました。また、鈴木会長におかれましては、議事の進行等ありがとうございました。 また、話は少し変わりますが、前回お願いした、来年4月に開園予定の小笠北認定こども園の愛称制定にご協力いただきまして、ありがとうございました。 話は戻りますが、会長からも説明がありましたけれども、来週26日に議会への説明、年が変わって、1か月間のパブリックコメント、少し期間を置いて、3月に最後の「第5回子ども・子育て会議」の開催で、最終的に3月末に計画の公表となります。 この会議も、本日で4回開催させていただいたわけですが、委員の皆さまにおかれましては、毎回夜の会議に関わらず、多くの委員にご出席をいただくとともに、たいへん貴重な意見を頂戴することができて、菊川市らしい計画書が、まだ案の段階ですが、出来上ったと思っております。ありがとうございました。 最後になりますが、これから本格的な冬の時期を迎えます。日に日に寒さが増してまいりますけど、次回委員の皆さまにお会いする時は3月ということで、少し寒さも和らいでいると思いますが、その間、体調・健康には十分ご留意いただいて、お過ごしいただければと思います。本日は、貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございました。
(西川こども政策課長)	以上をもちまして、「第4回子ども・子育て会議」を終了させていただきます。最後に、互礼を行いますので、皆様ご起立をお願いします。 「相互に礼」。ありがとうございました。お気を付けて、お帰りください。 以上